

保護者の皆様へ

龍ヶ崎市教育委員会

令和4年度就学援助制度についてのお知らせ

龍ヶ崎市では、経済的な理由により就学が困難なお子さまの保護者に対し、お子さまの学校給食費や学用品費などの一部を援助しています。

令和4年度において本制度による援助をご希望される方は、現在の就学援助の認定状況にかかわらず必ず申請が必要となりますので、下記の点に十分留意され学校にご申請ください。

1 就学援助が受けられる方

次の要件のいずれかに該当する方が対象となります。

- 生活保護法に基づく保護を受けている、又は保護を必要とする状態にある。
- 生活保護法に基づく保護の停止者又は廃止者である。
- 市民税が非課税又は減免されている。（世帯全員）
- 個人の事業税や固定資産税が減免されている。
- 国民年金保険料が免除されている。（世帯全員）
- 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。
- 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている。
- その他生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している^{※1}。

※1 世帯構成(人数、年齢等)や住居の形態(持ち家、賃貸)など、世帯の状況に応じた総合的な判断を行います。生活保護基準額を元に判定を行いますので、生活保護の基準額の改正等により認定収入額が変更されることがあります。

【世帯総収入額基準例（※この基準は目安です。家賃額や世帯状況により変わります。）】

- ・約370万円 [父母40代、子2人(小中各1人)(借家)]
- ・約300万円 [父母30代、子2人(小学生)(持家)]
- ・約380万円 [母40代、子2人(小中各1人)(借家)]
- ・約240万円 [母30代、子1人(小学生)(借家)]

2 申請方法

「就学援助認定申請書兼同意書」を現在通われている学校・龍ヶ崎市役所2階教育総務課・龍ヶ崎市の公式ホームページ^{※2}のいずれかから取得し、必要事項を記載の上、現在通われている学校へ提出してください。（4月から中学生になるお子さまについても、現在通われている小学校へ提出してください。）

※2 トップページ→教育・文化・スポーツ→教育→小学校・中学校→就学援助制度のご案内

提出期限・・・令和4年3月11日（金）

《以下は、該当する方のみご提出ください》

（賃貸住宅に住んでいる方）

- ・最新の賃貸契約書等家賃が証明できる書類の写し

（個人の事業税が減免または固定資産税が減免されている方）

- ・個人事業税または固定資産税が減免されていることがわかる書類の写し

（生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方）

- ・生活福祉資金貸付決定のわかる書類の写し

（令和4年1月2日以降に龍ヶ崎市に転入した方）

- ・令和4年度所得課税証明書の写し（※令和4年1月1日現在の住民登録地にて5月下旬頃から発行されます。発行可能となり次第速やかに取得し、令和4年6月3日（金）までにその時に通われている学校へ提出してください。）

3 認定について

- (1)就学援助認定判定のために各種調査を行います。収入の申告を行っていない場合判定を行えません。収入の有無に関わらず必ず申告されるようお願いいたします。
- (2)申請理由については、できるだけ詳細に記入してください。
- (3)令和4年1月2日以降に龍ヶ崎市に転入された方は、令和4年度所得課税証明書の写しの提出がないと判定を行えません。
- (4)就学援助の認否判定結果については、令和4年6月下旬頃学校を經由して通知します。

4 支給対象項目と支給額について

※制度の変更により金額は変動することがあります。

支給対象項目	説明	小学校	中学校
学用品費	児童生徒が教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品購入費	11,630 円/年額	22,730 円/年額
通学用品費	2年生以上の児童生徒のための通学用品費	2,270 円/年額	2,270 円/年額
校外活動費 (宿泊伴わない)	学校行事として実施する校外活動の参加に必要な交通費及び見学料等	1,600 円以内/年額	2,310 円以内/年額
校外活動費 (宿泊伴う)	宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な交通費及び見学料等	3,690 円以内/年額	6,210 円以内/年額
体育実技用具費	体育の授業に必要な経費 (柔道着・剣道防具等)	—	(柔道) 7,650 円以内/年額 (剣道) 52,900 円以内/年額
新入学児童生徒 学用品費・ 入学準備金	新入学児童生徒が必要とする学用品・ 通学用品費 入学準備金は入学前年度の3月支給	54,060 円/年額	60,000 円/年額
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費及び見学料等	実費を支給	実費を支給
学校給食費	学校給食費	現物支給	現物支給
医療費	学校保健安全法施行令に定める疾病の治療費	医療機関での診療費を負担	医療機関での診療費を負担
PTA 会費	PTA 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	実費の 2分の1 を支給	実費の 2分の1 を支給
オンライン学習 通信費	学校が正規の授業として行ったオンライン学習のために各家庭が負担する通信費	月1,000 円 (1世帯当たり) ※オンライン学習 を行った月のみ	月1,000 円 (1世帯当たり) ※オンライン学習 を行った月のみ

5 就学援助の支給

年3回（7月，12月，3月）に分割し申請書に記載の口座へ振り込みます。ただし、学校に納めるべき費用に未納がある場合は口座振込ではなく、学校から支給となります。

問い合わせ先
〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市教育委員会教育総務課学務グループ
TEL 0297-64-1111（内線）296